

令和3年（2021年）検査予定表

各地区の出張検査予定は下記の通りです。

検査申請書の「検査を受けようとする期日」の欄に受検希望日を記入し、**検査日の1週間前必着（検査が2日に亘る地区は1日目の1週間前が締切）**で提出して下さい。

尚、FAXや電話での予約は受け付けておりませんので、申請書の到着が締切りを過ぎる場合は次回予定日で受検して下さい。

また、巡回検査となるため、検査時間調整のうえ、前日までにご連絡致します。

日本小型船舶検査機構仙台支部

〒985-0011

宮城県塩竈市貞山通3-4-6

TEL. 022-364-8647

方面	地区	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	お願い
気仙沼 宮古	岩手県のうち陸前高田市、大船渡市、釜石市、宮古市(旧川井村、旧新里村を除く。)、大槌町、山田町及び 宮城県気仙沼市	12-13 18-19 25-26	1-2 8-9 15-16	1-2 8-9 15-16 22-23 29-30	5-6 12-13 19-20 26-27	10-11 17-18 24-25 31-	-1 7-8 14-15 21-22 28-29	5-6 12-13 20-21 26-27	2-3 9-10 16-17 23-24 30-31	6-7 13-14 21-22 27-28	4-5 12-13 18-19 25-26	1-2 8-9 15-16 29-30	6-7 13-14 20-21	宮城県気仙沼市から北上して両日で検査を行なうため検査行程の隻数や内容により1日目、2日目いずれかの日程での検査となります。日程及び時間の指定は出来ませんので御了承下さい。
岩手内陸 宮城内陸	岩手県のうち花巻市、北上市、遠野市、奥州市、一関市、宮古市のうち旧川井村、旧新里村、矢巾町、紫波町、西和賀町、金ヶ崎町、住田町、平泉町、宮城県のうち大崎市、登米市、栗原市、湧谷町、美里町、加美町、色麻町、大和町、大衡村、大郷町、富谷町 及び 秋田県のうち横手市、大仙市、湯沢市、仙北郡、雄勝郡	要相談	要相談	4 18	1 15	6 20	3 17	1 15	5 19	2 16	7 21	要相談	要相談	
南三陸 石巻	宮城県のうち、 南三陸町、石巻市(北上町、河北町、雄勝町及び万石橋以西の旧石巻市)、東松島市	5 19	2 16	2 16 30	13 27	11 25	8 22	6 20	3 17 31	14 28	12 26	9 30	7 21	※当該地区は令和3年(2021年)から隔週の検査となりましたのでご注意ください。
	宮城県のうち、 女川町、石巻市(北上町、河北町、雄勝町以外)、東松島市	12 26	9	2 9 23	6 20	11 18	1 15 29	13 27	10 24	7 21	5 19	2 16 30	14	※当該地区は令和3年(2021年)から隔週の検査となりましたのでご注意ください。
松島 塩竈	宮城県のうち塩竈市、東松島市(旧鳴瀬町)、多賀城市、仙台市、名取市、松島町、利府町、七ヶ浜町	8 18 25	1 8 22	1 8 15 22 29	5 12 19 26	10 17 24 31	7 14 21 28	5 12 16 26	2 9 16 23 30	6 13 17 27	4 8 18 25	1 8 15 22 29	6 13 20	
相馬	宮城県のうち亶理町、山元町 及び 福島県のうち相馬市、南相馬市、新地町、 双葉郡(浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町)	8 22	12 26	12 26	9 23	7 21	11 25	9 23	6 20	10 24	8 22	12 26	10 24	
いわき 山形内陸	福島県のうち いわき市、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、田村市、須賀川市、白河市、 双葉郡(浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町を除く) 、東白川郡、伊達郡、安達郡、田村郡、飯館村、石川郡、西白河郡(西郷村を除く)、岩瀬郡(天栄村を除く) 山形県のうち 山形市、天童市、東根市、尾花沢市、上山市、南陽市、米沢市、長井市、村山市、寒河江市、新庄市	13-14	3-4 17-18	3-4 10-11 17-18 24-25 31-	-1 7-8 14-15 21-22	12-13 19-20 26-27	2-3 9-10 16-17 23-24 30-	-1 7-8 14-15 21-22 28-29	4-5 18-19 25-26	1-2 8-9 15-16 29-30	6-7 13-14 20-21 27-28	17-18	1-2 15-16	福島県いわき地区、中通り地区から北上して両日で検査を行なうため検査行程の隻数や内容により1日目、2日目いずれかの日程での検査となります。日程及び時間の指定は出来ませんので御了承下さい。
山形海岸 秋田海岸	山形県のうち 鶴岡市、酒田市、遊佐町、飽海郡、秋田県のうち にかほ市、由利本荘市	6-7 20-21	24-25	3-4 10-11 17-18 24-25 31-	-1 7-8 14-15 21-22	12-13 19-20 26-27	2-3 9-10 16-17 23-24 30-	-1 7-8 14-15 21-22 28-29	4-5 18-19 25-26	1-2 8-9 15-16 29-30	6-7 13-14 20-21 27-28	10-11 24-25	8-9 22-23	山形県海岸地区から北上して両日で検査を行なうため検査行程の隻数や内容により1日目、2日目いずれかの日程での検査となります。日程及び時間の指定は出来ませんので御了承下さい。
その他	宮城県のうち岩沼市、白石市、角田市、川崎町、蔵王町、村田町、柴田町、大河原町、七ヶ宿町、丸森町、国見町	要相談	要相談	要相談	要相談	要相談	要相談	要相談	要相談	要相談	要相談	要相談	要相談	

○**個人宅への訪問はございません。** 検査場所については巡回する港等での検査となります。牽引車等の車検が切れている場合は、運搬手段の確認も含まれますので先に車検を受けて下さい。

○手数料払込証明書は、振込用紙の裏面に「**検査機構提出用**」と記載されている部分を提出頂きます。押印忘れが多いため、日附印が押印されているか、郵便窓口で必ず御確認下さい。

○払込にATMを利用した場合は、必ず「**ご利用明細票の原本**」を提出して下さい。受付印を押印し検査後にお返し致します。

○仙台支部への**持込検査は、予約制とさせていただきます。**御希望日に検査員が不在の場合があるため、早めに**電話等での御予約**をお願いします。

○持込検査の受付時間は**9:00~11:00、13:00~15:30**とさせていただきますので、ご了承ください。また、新規登録や所有権移転手続きがある場合は事前に申請書の提出をお願いします。